平成25年3月29日

改正 平成27年3月31日 平成27年8月27日 平成27年12月25日 令和2年3月31日 令和7年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、津市上下水道事業局が他の事業者から委託を受けて施行する水道工事(以下「受託工事」という。)が円滑に遂行できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(受託工事の依頼)

第2条 受託工事を依頼しようとする者(以下「委託者」という。)は、受託 工事依頼書(第1号様式)に必要な図書を添付して、津市上下水道事業管理 者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(受託工事の決定及び概算事業費の通知)

- 第3条 管理者は、前条の規定による提出があった場合において、受託工事の 実施を決定したときは、概算事業費を算定し、受託工事決定通知書(第2号 様式)により当該委託者に通知するものとする。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに協定又は契約 の締結を行わなければならない。

(事業費の算定)

- 第4条 事業費は、次に掲げる費用の合計額とする。
 - (1) 工事費

国土交通省が定める基準等により算出した額

(2) 洗管料

完成検査に要する洗管用水量に、津市水道事業給水条例(平成18年津市条例第222号)第23条第3項に規定する一時用の従量料金(以下「一時用従量料金」という。)を乗じて得た額

(3) 放水料

宅地等開発行為に係る計画戸数に応じて定められる放水水量に、一時用 従量料金を乗じて得た額

- (4) 設計図作成業務費 毎年度契約を行う設計図作成業務委託の契約単価により算出した額
- (5) 諸経費

第1号の規定により算出した工事費の額に、別表第1に定める諸経費の 率を乗じて得た額

- 2 前項第2号及び第3号に掲げる費用の算定は、別表第2によることとし、 これにより難い場合は、別途算定するものとする。
- 3 第1項各号に定めるもののほか、受託工事の施行に伴い必要となる費用に ついては、別途算定するものとする。

(受託工事の委託等)

第5条 管理者は、受託工事の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(事業費の負担)

- 第6条 事業費は、委託者の負担とする。
- 2 委託者は、原則として第3条第2項に規定する協定又は契約の締結後、管理者が定める期限までに事業費を納入しなければならない。ただし、委託者が官公署の場合は、事業費の70パーセントを前納とし、残額については工事完了後に納入するものとする。

(事業費の精算)

第7条 管理者は、事業費を工事完了後に精算するものとする。

(受託工事の中止による費用の負担)

- 第8条 受託工事の依頼後、委託者の都合により受託工事を中止したときは、 次に掲げる費用を委託者が負担するものとする。
 - (1) 受託工事を中止したときまでに要した費用
 - (2) 現状回復に要した費用
 - (3) その他管理者が必要と認める費用

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市水道事業受託工事実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以

後に依頼を受ける受託工事について適用し、同日前に依頼を受けた受託工事については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月27日)

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 改正後の津市水道事業受託工事実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以 後に依頼を受ける受託工事について適用し、同日前に依頼を受けた受託工事 については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月25日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正後の津市水道事業受託工事実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以 後に依頼を受ける受託工事について適用し、同日前に依頼を受けた受託工事 については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日)

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

諸経費の算定基準表

工事費の額	諸経費の率
100万円以下の場合	16パーセント
100万円を超え500万円以下の場合	14パーセント
500万円を超える場合	12パーセント

〔備考〕

- 1 工事費の額が100万円を超え500万円以下の場合にあっては諸 経費の下限額を16万円とし、工事費の額が500万円を超える場合 にあっては諸経費の下限額を70万円とする。
- 2 諸経費の上限額は、360万円とする。

別表第2 (第4条関係)

1	洗管料	敷設管断面積($ m m^2$) $ imes m 1^{ m m/s}$) $ imes$ 洗管時間($ m s$) $ imes$ 一時用	
		従量料金	
2	放水料	計画戸数×35 m³×一時用従量料金	

第1号様式(第2条関係)

受託工事依頼書

年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

依頼者 主たる事務所又は事業所の所在地 名称及び代表者の氏名 印

津市水道事業受託工事実施要綱第2条に基づき、下記のとおり工事を依頼します。

記

- 1 依 頼 場 所
- 2 依頼内容及び理由
- 3 希望工期 年 月 日完了
- 4 関連事業名
- 5 添 付 書 類
- 6 連 絡 先
- 7 備 考

第2号様式(第3条関係)

受託工事決定通知書

(記 号 番 号)年 月 日

(氏 名) 様

津市上下水道事業管理者 @

年 月 日付けで依頼のありました工事については、受託することに決定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

(内 訳)

- 4 そ の 他 本工事完了後、事業費を精算します。 この通知書を受領後、異議のない場合は、別途協定又は 契約を締結してください。
- 5 担 当